令和８年度香川県園芸総合センターしだれ桜ライトアップイベント委託業務基準仕様書

1　事業概要

（１）ライトアップ期間　令和９年３月 26 日（金）～３月 28 日（日）（３日間）

（２）ライトアップ時間　18 時～20 時 30 分
照明の点灯時間は 18 時～20 時 30 分、駐車場への入場は 20 時までとする。

（３）場所　香川県園芸総合センター（以下、園総センターという）内のしだれ桜を中心とした区域（別紙１参照）

（４）駐車場

① 3 月 26 日はさぬき空港公園駐車場（第１駐車場、第２駐車場及びアドベンチャーゾーン駐車場、以下、「空港公園駐車エリア」という）、3 月 27 日及び 28 日は空港公園駐車エリア及びさぬきこどもの国駐車場（主駐車場及び西ウイングエリア駐車場、以下、「こどもの国駐車エリア」という）を無料駐車場として使用する。なお、さぬき空港公園アドベンチャーゾーン駐車場及びさぬきこどもの国主駐車場からライトアップ会場までは、それぞれ大型バスを送迎用として運行する。

② 利用時間は、17 時～21 時（最終駐車場入場は 20 時）とする。

③ 園総センターの駐車場は使用しない。

2　委託業務の内容

（１）ライトアップイベントの企画

しだれ桜の魅力を最高に引き出せるよう効果的に桜色でライトアップし、多くの来園者に園総センターの風景を楽しんでもらえるような優れた企画とすること。

① 来園者の安全性に配慮し、スムーズな動線となるよう、また桜の見どころを効果的に取り入れ、園総センターのしだれ桜の魅力を最大限に味わうことができるよう、受託者においてコース案を作成すること。

② コース案の作成にあたっては、人の流れが滞留するのを避けるため、別紙１に赤線で示した部分については一方通行とすること。また、それ以外の箇所でも、来園者が密集・密接しやすい観賞スポットや道幅の狭い園路などについては適宜一方通行とする等の混雑緩和対策を行うこと。併せて、ベビーカーや車いすの利用者に配慮すること。

③ 文田池南側の盛り土エリア（別紙１の黄色枠部分）については、南側に沿って通行することが可能であるが、人が長時間滞留することの無いようにコース案を工夫するとともに、来園者の安全対策を十分に行うこと。また、同エリアの北側は使用不可であるため、バリケード等を設置し立入を制限するなど必要な安全対策を講じること。

④ 受託者から空港公園駐車エリア及びこどもの国駐車エリア以外の近隣駐車場の使用の提案があった場合、委託者と受託者が協議のうえ、委託者において使用の可否を決定する。なお、提案を行う際には、来園者の安全確保に必要な照明や警備体制、駐車場からライトアップ会場までの移動手段等について考慮したうえで提案すること。

⑤　空港公園駐車エリア並びにさぬきこどもの国のサイクルセンター及び西ウイングエリア駐車場内のトイレは使用できるが、数に限りがあるため、想定される来園者数から追加でのトイレ設置が必要な場合は、受託者において仮設トイレの設置を検討すること。なお、一昨年度、昨年度の来園者数については、別紙２のとおりである。

⑥　園総センターの敷地については、さぬき空港公園からしだれ桜までのエリアを除き、立入禁止とする。また、さぬき空港公園においても、ライトアップイベントの運用上必要な箇所以外については来園者の安全確保の観点から適切に立入禁止区域を設け、当該箇所にはバリケード等の設置及び警備員の配置を行うものとする。

⑦　照明に関し、外部の専門家等に監修を受けることも可能であるが、監修者の氏名等を公表することがある。また、監修者を置く場合であっても、施設や樹木の保護、来園者の安全確保及び施設管理の都合により変更等を求めることがある。

※専門家等とは…照明に関し、資格保有者又は職業として実務経験のある者、若しくは照明デザイン等について研究している研究機関等

⑧　照明計画は、最終的に委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。

（２）イベント会場等設営・運営管理業務

①　灯具の設置及び管理

ア　設置場所：しだれ桜を中心に委託者と受託者が協議のうえ決定する。器具配置図を事前に作成すること。

イ　設置期限：ライトアップイベント開始日の前日 17 時までに配線及び灯具配置を終えること。

ウ　設置条件：器具は受託者において準備すること。

・設置に際しては、樹木や工作物を損傷しないようするとともに、灯具が来園者のしだれ桜観賞の視界に入らないよう、また美観を損ねないよう配慮すること（灯具の種類、色、形等や設置位置については、委託者と現地協議のうえ決定すること）。

・主ケーブルが園路を横断する箇所については、養生や最短距離を浅く埋設するなど、美観を損ねないよう配慮するとともに、来園者の通行の障害にならないよう安全面に配慮すること。

・試験点灯時及びライトアップイベント期間中の照明対象のしだれ桜の開花状況により、主ケーブルの配線替えを伴わない照明器具の移動等が生じる場合、その経費については受託者が負担する。

②　さぬき空港公園第１駐車場、第２駐車場からしだれ桜ゾーンまでの通路照明の設置及び管理

・さぬき空港公園第１駐車場、第２駐車場からしだれ桜ゾーンまでの来園者の移動は徒歩によるものとし、通路はさぬき空港公園の園路通路を利用すること。

・ライトアップ会場の雰囲気・景観に配慮したうえで来園者が安全に通行できるよう、適切な照明器具等を設置すること。

・来園者の足元に照明を設置する場合は、破損・飛散の恐れのない素材を用いること。

・照明の設置方法及び設置場所等については、委託者に事前説明を行い、承認を得ること。

③　その他照明器具の設置及び管理についての留意事項

・配線工事には幹線工事、配電盤、二次側配線を含むものとする。

・ライトアップ期間前に必ず試験点灯（委託者が別途指示する日に行うものとする）し、委託者と灯具や園路照明等の設置位置や方法について確認し承認を得ること。その際、設置位置

や方法に問題がある場合は、変更を求めることがある。

・ライトアップ期間中、照明器具・電気配線等の設置状況に危険箇所がないか随時点検し、必要に応じて補正すること。

・園内に設置した配線及び灯具等は、3 月 29 日（月）17 時までに撤去すること。

・空港公園駐車エリア及びこどもの国駐車エリアには、利用者の安全確保のため照明を設置すること。ただし、これらの駐車場内には照明用の電源が無いので、電源不要な照明器具を使用すること。なお、照度については、近隣への迷惑にならないよう配慮すること。また、さぬき空港公園カントリーゾーン催物広場及び大浦池北堤防西広場周辺において空港周辺施設での取組みを実施予定であることから、同様に照明を設置すること（取組みの内容については４（８）を参照のこと)。

④　ライトアップ会場から離れた駐車場から会場までの移動手段の確保

・さぬき空港公園アドベンチャーゾーン駐車場及びこどもの国駐車エリアからライトアップ会場までの送迎には大型バスをそれぞれ使用し、想定される来園者数から適切な本数のシャトルバスを運行すること。なお、こどもの国駐車エリアにおけるバスの乗降場所はさぬきこどもの国主駐車場内に設けること。

・シャトルバスの運行にあたり、ライトアップ会場側では、バス利用者の乗り間違いを防ぐための工夫を行うこと。

⑤　駐車場誘導等看板の作成・設置及び管理・撤去等

看板の作成に当たっては、委託者と事前に相談すること。

ア　誘導看板

・ライトアップ期間中毎日、駐車場への誘導等を示す看板を設置し、照明を行うこと。特に、さぬき空港公園アドベンチャーゾーン駐車場への誘導看板については、適切に照明を行い、分かりやすいものにすること。

・来園者が確実に目的の駐車場にたどり着けるよう、必要な枚数の看板を設置すること。この際、必要に応じて関係法令に基づく許可申請を受託者において行うこと。

・設置箇所は事前に配置図を作成し、委託者の承認を得ること。なお、設置箇所の変更や追加を求める場合がある。

イ　上記看板等の撤去

・ライトアップ期間終了後は速やかに看板を撤去すること。

・荒天時（大雨、強風等）は、委託者の指示に従い、安全な場所に保管すること。

⑥　会場警備・案内等管理

ライトアップイベントの実施にあたり、交通誘導警備及び雑踏警備業務を行う警備員（専門職）を配置すること。配置場所及び服装、懐中電灯等装備については、委託者に事前説明を行い、承認を得ること。

ア　配置日：ライトアップ期間中毎日

イ　業務時間：16 時 45 分～21 時 15 分とする。

ウ　配置場所：さぬき空港公園駐車場内

さぬきこどもの国駐車場内

高根通り分岐点（別紙３参照）

さぬきこどもの国わくわく児童館東交差点信号近辺（別紙３参照）

園総センター内（しだれ桜出入り口周辺、正門等）
その他、混雑緩和・来園者の安全確保上必要と思われる箇所

エ　業務内容

・空港公園駐車エリア及びこどもの国駐車エリア利用者の入退場の誘導、駐車位置の指示を行う。各駐車場での車両の入退場については、平日昼間の運用と同じとする。また、駐車場の運営管理にあたっては、高松空港利用者の優先通行に配慮すること。なお、上記以外の駐車場を使用する場合も同様とする。

・園総センター正門前については、入場者に使用不可であることを伝えるとともに、空港公園駐車エリアまたはこどもの国駐車エリアへ円滑に誘導する。

・来園者送迎のために運行する大型バスの発着場となる駐車場では、送迎バス運行のための安全確保を行う。

・高根通り分岐点では、来園者をさぬき空港公園アドベンチャーゾーン駐車場又はこどもの国駐車エリアのいずれか適切な駐車場へ円滑に誘導する。

⑦　休憩スペース及びフォトスポットの設置及び管理・撤去等

休憩スペース及びフォトスポットの設置に当たっては、委託者と事前に相談すること。

ア　休憩スペース

・会場等に休憩スペースとなるベンチやテーブルセット等を計画し、設置、管理・撤去を行うこと。なお、設置にあたっては、照明の設置や雨天時の対策についても提案すること。

イ　フォトスポット

・委託者が所有するオブジェ（別紙４参照）を活用し、会場内に若年層や女性の関心を引くフォトスポットを設置すること。

⑧　その他業務

ア　ライトアップ風景写真の撮影

・ライトアップ風景の写真撮影をすること。撮影する写真は、日没前・日没後（夜間）の両方を含むものとし、今後の広報活動等で使用可能な画質を維持した状態で電子データにて納品すること。なお、納品された写真の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、委託者に帰属するものとし、無断で公表・譲渡・貸与または使用をしてはならない。また、著作人格権は行使しないこと。

イ　混雑緩和対策

・高松空港へのアクセスの妨げを防止する対策を提案・実施すること。

・駐車場への出入りの混雑を緩和する対策を提案・実施すること。

・駐車場の満車時の対策を提案・実施すること。

ウ　周辺対策

・近隣への迷惑駐車を防止するため、看板の設置やフライヤーへの記載、警備員による通報等の対策を提案・実施すること。

エ　駐車場内のゴミ等の収集及び処理

・ライトアップ期間中は、毎日、イベント終了後に各駐車場内のゴミ等の収集及び処理を行うこと。

（3）広報等に関する業務

① 効果的な広報活動について

・ライトアップイベントを広く周知するために効果的な広報活動を提案すること。

② 広報デザインの制作について

・ライトアップイベントを広く周知するための広報デザインを提案すること。

・広報デザインには、次の文言（又は内容）を加えたものとすること。

ア 「さぬきフラワーガーデン」「しだれ桜ライトアップイベント」

イ 開催期間・ライトアップ時間

ウ 駐車場の案内図

・広報デザインは、最終的に委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。

・制作したデザインは、イラストレーター、ワード、エクセル等の加工可能なデータ並びに PDF 及び JPEG 等の画像データで作成し、委託者が指定する期日までに電子データにて納品すること。

・納品されたデザインの著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、委託者に帰属するものとし、無断で公表・譲渡・貸与または使用をしてはならない。また、著作人格権は行使しないこと。

③ ポスター、フライヤーの作成について

・ポスターは、②の広報デザインを用い、A 2 版で 40 枚を作成し、委託者が指定する期日までに納品すること。

・フライヤーは、表面に②の広報デザインを用い、裏面には会場案内図を表示することとし、A 4 版で 5,000 枚を作成し、委託者が指定する期日までに納品すること。

④ SNS を活用した広報活動について

・SNS を活用した広報活動を行う場合は、アカウントの開設から運用まで受託者において行うこと。ただし、Instagram 及び Facebook については、既設のさぬきフラワーガーデン公式アカウントを使用できるものとする。

3 法令等の遵守

従業員に対する雇用者及び使用者として、労働関係法令及びその他の関係法令を遵守すること。

4 その他事項

（1）かがわエコイベントマニュアルを踏まえ省エネルギーやゴミの少量化など環境に配慮したイベントになるよう努めること。

（2）業務の実施にあたっては、この仕様書に記載されている内容を遵守すること。

（3）ライトアップイベント期間中、照明点灯開始前から照明の消灯時まで次の担当者が公園内に常駐すること。

① 総括責任者

当該業務全般を把握、警備員等人員配置などの指示担当者（下請け不可） 1 名

② 電気（設備）関係に精通した技術者

照明器具等に損傷・不具合が生じた場合に、早急に復旧対応できる技術者 1 名

（4）コース設定、照明器具配置等について、企画案を尊重するものであるが、施設や樹木の保護、来

園者の安全性及び管理の都合により変更等を要求することがある。

（5）受託者において、業務の一部を他の業者へ再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方の住所、名称、再委託する業務内容、契約金額、再委託の必要性その他契約担当者が必要と認める事項等を記載した書面を委託者に提出し、委託者の承諾を得ること。

（6）イベント保険に加入すること。

（7）イベント開催当日に委託者と緊急又は必要な連絡を行うことを目的として、事前の委託者との協議により、交通誘導警備及び雑踏警備業務を行う警備員（専門職）とは別に必要に応じて委託者側の職員に出役を依頼できるものとする。ただし、出役させる職員は必要最小限とし、出役の内容は、ライトアップ会場及びその周辺の安全確保の監視等、警備資格の有無を問わない軽微なものに限る。

（8）ライトアップ期間内に、高松空港周辺施設において、以下の取組みを実施予定である。

① さぬき空港公園

さぬき空港公園カントリーゾーン催物広場にて、キッチンカー設置（予定）

② 香南アグリーム

大浦池北堤防西広場周辺にて、飲食物を販売（予定）

5 提出書類

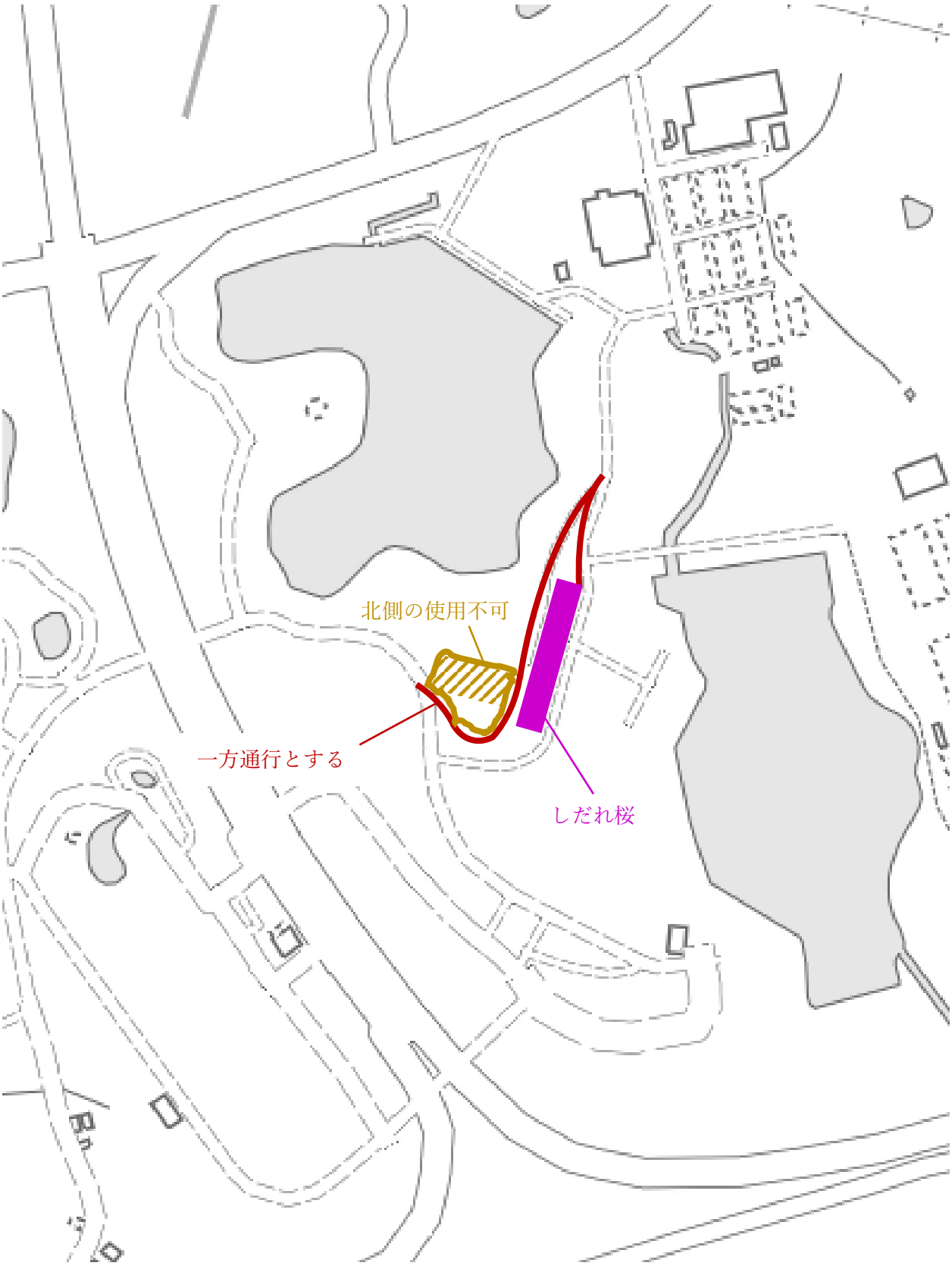
（提案時・契約締結時）

・詳細工程表
・コース図（変更のあった場合はその都度）
・照明器具配置図（変更のあった場合はその都度）
・看板等及び警備員配置図（変更のあった場合はその都度）
・監修者の指示記録（監修者を置く場合指示のあった都度）
・連絡系統図
・広報デザイン（電子データ）
・その他委託者が別途指示するもの

（業務完了時）

・委託業務完了報告書（照明・灯具在庫状況の報告含む）
・記録写真（会場等設営状況、器具配置状況等イベントの開催状況が分かるもの）
・ライトアップ風景写真（電子データ）
・請求書（委託者の検収に合格した後、提出すること）

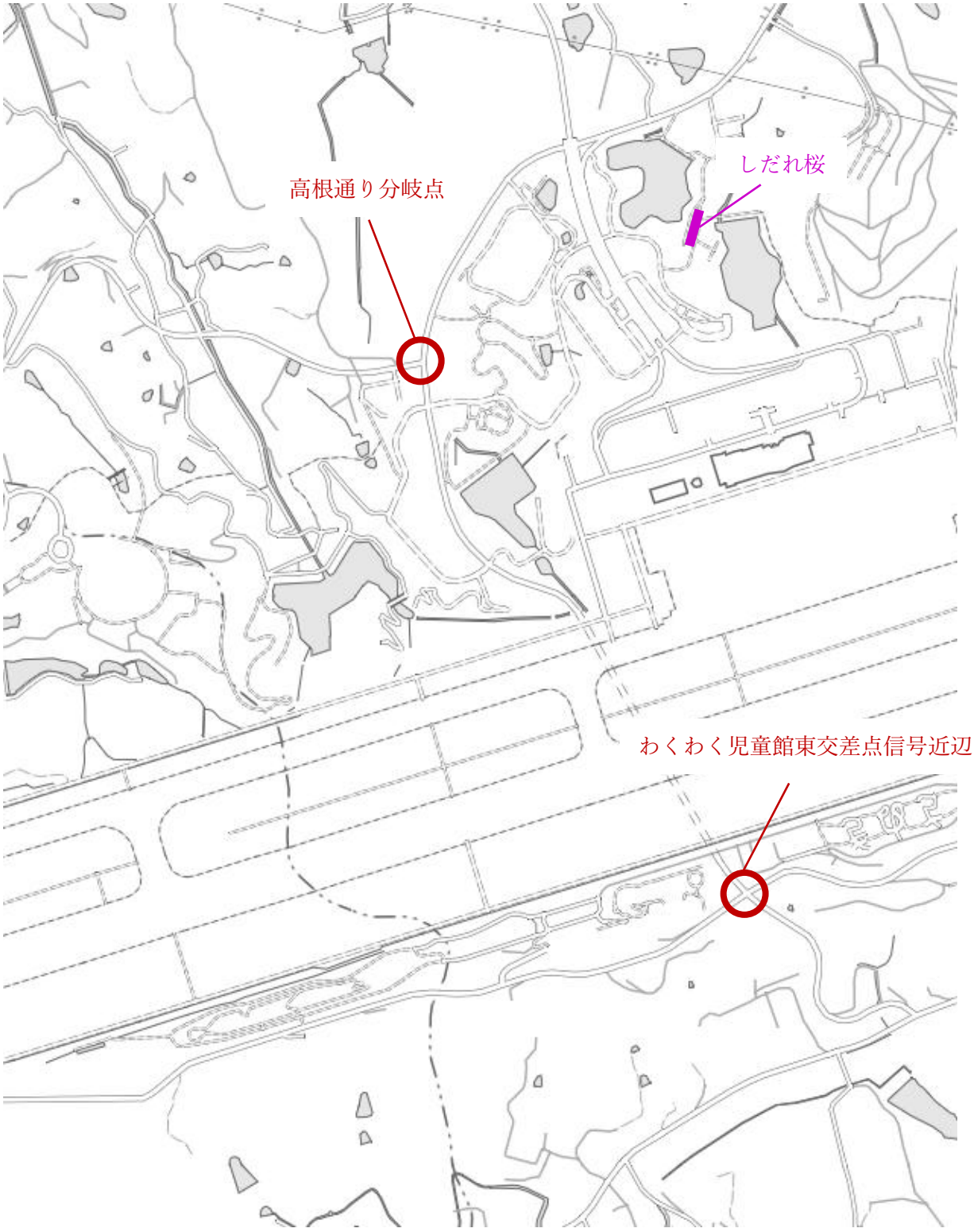
別紙１　香川県園芸総合センター及び周辺地図



別紙２　昨年度及び一昨年度のしだれ桜ライトアップイベント来園者数

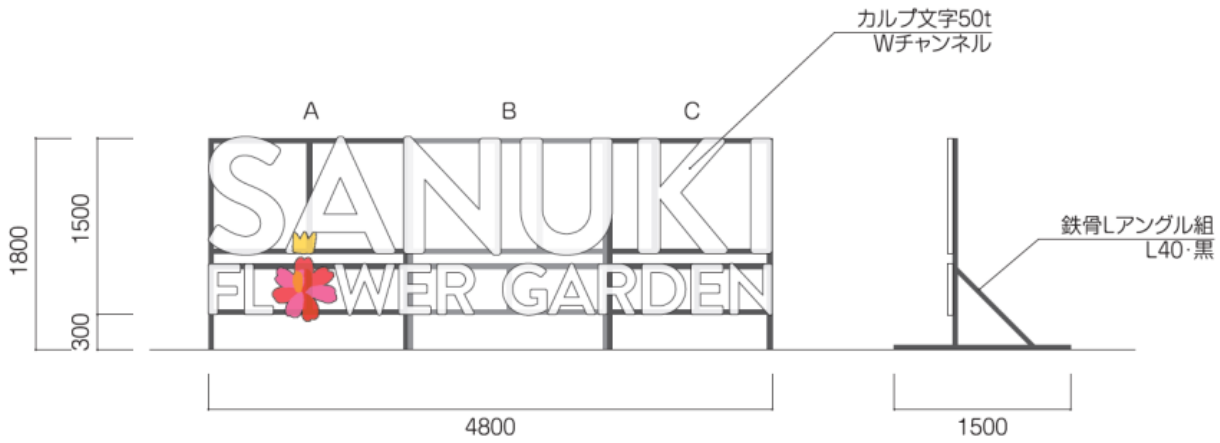
年度	1 日目	2 日目	3 日目	3 日間合計
令和 7 年度	3 月 26 日（木）	3 月 27 日（金）	3 月 28 日（土）	5,700 人
	800 人	1,400 人	3,500 人	
令和 6 年度	3 月 25 日（火）	3 月 26 日（水）	3 月 27 日（木）	2,200 人
	500 人	1,000 人	700 人	

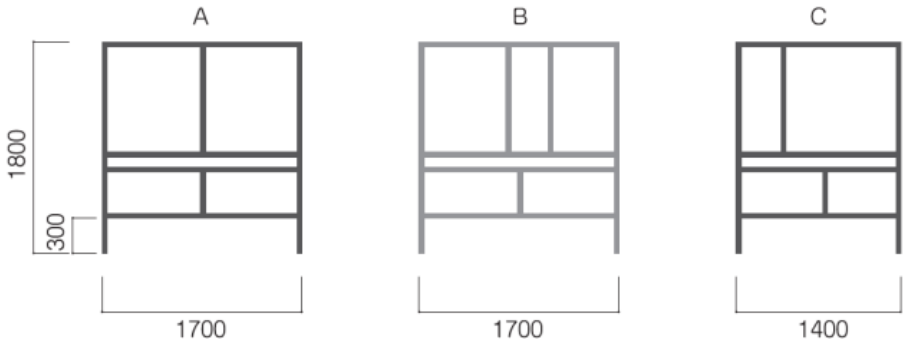
別紙３　香川県園芸総合センター周辺広域図



別紙４　オブジェ


SANUKI
FLOWER GARDEN


カルプ文字50t
Wチャンネル
A
B
C
1800
1500
300
SANUKI
FLOWER GARDEN
鉄骨Lアングル組
L40・黒
4800
1500


A
B
C
1800
300
1700
1700
1400